

第6章 あおりの環境を次世代につなぐ人づくりと仕組みづくり

第1節 子どもから大人まであおりの環境を次世代へつなぐ人づくり

1 環境教育・学習の推進

都市・生活型公害や廃棄物問題、身近な自然の減少、更には地球温暖化などの環境問題に対する取組の成果をあげるためには、地域社会の合意形成が重要な鍵となっています。すなわち、こうした問題の解決には、私たち一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが必要となります。そのため、県及び市町村においては、普及啓発を図るための事業を展開しており、今後は、更に環境情報の提供及び市民活動に対する支援等を通じ、広く環境保全意識の普及啓発を図っていく必要があります。

また、環境教育・学習に関しては、地域、家庭、企業等様々な分野で環境に対する理解を深め、環境保全行動を促していく施策の推進が望まれており、環境基本法、環境基本条例及び第6次青森県環境計画に基づき、環境保全に関する教育や学習を振興することなどにより、住民の理解や環境保全活動を実施する意欲の増進を図ることとしています。

県では、環境配慮行動のできる人財を育成するため、環境出前講座の担い手として育成した「環境教育専門

員」と環境NPO法人との協働により県内小学校を対象にした環境出前講座を実施しています。

県教育庁では、学校教育指導の重点事項の一つに「環境教育の推進」を掲げ、「教科等間の関連を踏まえた指導の工夫」「地域の環境の実態に即した指導の工夫」「環境にかかわる体験活動の充実」の3つを指導項目として設定し、一人ひとりの子どもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努めています。

令和3年度は、大学を拠点とした若手環境人材育成事業として、青森大学、弘前大学及び八戸工業大学において、地域課題解決型授業等を実施しました。

また、環境配慮行動拡大モデル事業として、地域活動の盛んな団体等、3団体が、現在行っている活動をベースに、「環境配慮行動」や「SDGs」の視点をプラスしたモデル事業を実施しました。

このほか、県庁各課等において環境教育・学習の推進のための様々な取組が行われており、県民の環境保全に向けた取組をサポートしています（資料編表90）。

第2節 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり

1 「もったいない・あおり県民運動」の推進

平成20年度から、県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体が、パートナーシップのもと、ごみの減量やリサイクルに取り組む「もったいない・あおり県民運動」を展開しています。

この運動において、①レジ袋の無料配布取り止めによるレジ袋の削減（令和4年3月末参加事業者数49事業者、278店舗、令和3年4月から令和4年3月までの削減枚数9,200万枚）、②家庭の紙ごみ対策として、古紙リサイクルエコステーションや古紙リサイクルセンターの設置促進（令和4年3月末現在、古紙リサイクルエコステーション46ヵ所58台設置、回収量約548トン、古紙リサイクルセンター14ヵ所、回収量約655トン）、③事業系紙ごみ対策として、事業所から無料で古紙の回収を行うオフィス町内会の設立支援（令和4年3月末現在、

県内オフィス町内会数4、参加事業所976事業所、回収量約1,296トン）、④本運動の普及啓発を図るための推進大会の開催などに取り組んできました。

令和2年度には、もったいない・あおり県民運動推進会議において「あおりプラごみゼロ宣言」を行い、環境中に不適正に排出されるプラスチックごみの削減と、プラスチックの資源循環の取組を促すこととしました。

また、「もったいない、あおり県民運動」を引き続き推進し、県民総参加でごみの減量・リサイクルに取り組む機運の醸成や事業者対象のごみ減量・リサイクル推進講習会の開催などを行うこととしています。

2 事業者等に対する普及啓発及び支援

県では、事業者等の事業活動における環境に配慮した取組の促進及び環境マネジメントシステムの普及啓発や

支援を目的として、1998(平成10)年度から事業者向けセミナー等を開催しています。令和元年度は、シンポジウムなど様々な機会をとらえて環境マネジメントシステム導入に係る啓発チラシを県内事業者等に配付しました。また、本県の温室効果ガス排出量の約5割を占めている産業部門及び業務その他部門の対策を推進するため、県内事業者が省エネルギー対策を着実に実施できるような支援体制を整備しています。

なお、具体的な取組は83ページに記載しています。

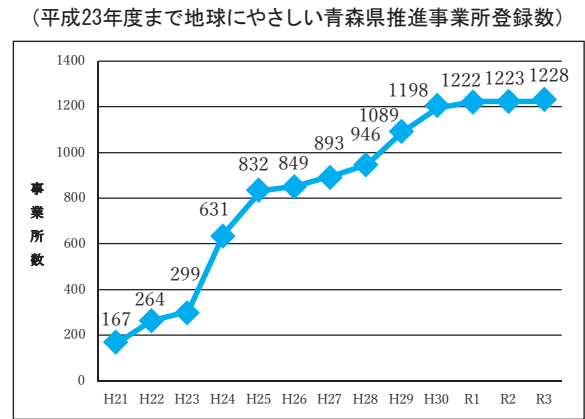
3 「あおりECOにこオフィス・ショップ」認定事業

省エネ・省資源対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進等、環境に配慮した取組を積極的に実践している県内の事業所を「地球にやさしい青森県推進事業所」として登録する事業を2006(平成18)年度から実施してきましたが、2012(平成24)年度からは環境に配慮した取組を

行っている事業所及び店舗を新たに「あおりECOにこオフィス・ショップ」として認定しています。

2022(令和4)年3月末の認定事業者数は、1,228事業所となっています。

図2-6-1 あおりECOにこオフィス・ショップ認定事業所数(累計)



資料：県環境政策課

第3節 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり

1 環境情報の提供

県民や事業者などの環境問題に対する理解を深め、環境に配慮した自主的な取組を促進していくためには、多様な情報が整理され、わかりやすく迅速に提供していく必要があります。

県では、平成19年度から、エコライフ情報や環境イベント等のタイムリーな情報を掲載した「あおり地球クラブメールマガジン」を毎月1回、登録会員向けに配信してきましたが、令和3年度からは「あおり脱炭素チャレンジメールマガジン」として月1回配信を行っています。

2 環境活動のネットワークづくり

今日の環境問題を解決し、持続可能な循環型社会の実現を目指すためには、県民、市民活動団体、事業者、行政などの各主体が、地域の環境に関する正確な情報と基本的問題認識を共有し、解決のための取組に主体的に参画し、合意形成を図りつつ、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携しながら環境に配慮した活動や行動を実践していくためのネットワークづくりを進めていく必要があります。

(1) 環境パートナーシップセンターの設立

平成12年度に、県職員による検討グループとNPOとが協働して「地球にやさしいパートナーシップの形成に向けた調査研究」に取り組み、報告書をまとめました。この成果等を踏まえ、平成13年度に「環境パートナーシップセンター検討委員会」が組織され、県民・環境保全活動団体・事業者等が連携して環境保全活動に取り組むための拠点となる「青森県環境パートナーシップセンター」を県民が主体となって設立するための具体的方策が検討・提案され、平成14年度に「青森県環境パートナーシップセンター」が設立、翌年1月に特定非営利活動法人として認証されました。

また、平成17年4月からは、青森県地球温暖化防止活動推進センターに指定され、地球温暖化防止に向けた普及啓発活動等を実施しています。

(2) 環境活動のネットワークづくりの取組

県では、環境保全に自主的に取り組む団体間や行政とのネットワークづくりを推進するため、平成17年度から、環境NPOや行政、事業者等を対象に、情報交換や交流機会の場を提供しています。

